

鹿児島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和7年6月6日
鹿児島市農業委員会

第1 基本的な考え方

本市においては、農用地等として利用することが適當として扱われる農用地区域内農地は少なく、一方周辺台地に分散する小団地の畠や河川流域の狭小な迫田などの農地が多く見られ、区画の小さなものも多い。また担い手への農地集積に努めてはいるものの、経営規模の小さい農業者が多い。

農家数の減少、農業従事者の高齢化による担い手不足に加え、夏期の高温による生育不良や野生鳥獣・病虫害による農作物の被害等も重なり、本市農業をとりまく環境は、厳しい状況にある。

このような状況のもと、農業委員会においては、農業の健全な発展のため、農地利用の最適化の推進を主たる業務とし、意欲ある担い手の確保・育成、農地中間管理機構との連携による担い手への農地の利用集積や遊休農地の解消・活用、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進など、市農林水産部と連携しながら確実に実行していく必要がある。

以上のような観点から、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項に基づく鹿児島市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は、農業委員会委員（以下「農業委員」という。）と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の改選期である3年ごとに検証を行い、見直すこととする。

第2 具体的な目標と推進方法等

1 遊休農地の発生防止・解消

(1) 目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B／A）
現 状 (令和7年3月)	3, 095. 51ha	145. 51ha	4. 7%
3年後の目標 (令和10年3月)	-----	0ha	-----
目 標	-----	0ha	-----

(令和10年3月)			
---------------	--	--	--

注1：「管内の農地面積」は、農林水産統計の耕作面積に遊休農地面積を足したもの。

【目標設定の考え方】

国通達「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）」において、既存の遊休農地は令和8年度までに、新規に発生する遊休農地は発生の翌年度までに、全て解消することを目指すとあることによる。

(2) 推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を、年間を通じて計画的に行う。

8月、9月は活動強化月間とし、農地パトロールとして違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する監視活動をより積極的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整、農地法第35条第1項の規定に基づく農地中間管理機構への通知を行う。

特にあっせん希望のあった農用地区域内の遊休農地は、その周辺農地の耕作者等に当該農地の受け手となってもらえるよう働きかけを行う。

イ 農地中間管理機構との連携

利用意向調査の結果を受け、農地中間管理事業の利用意向を表明した農地については、前述のとおり農地中間管理機構への通知を行う。

ウ 非農地判断

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、遊休農地から荒廃農地に移すとともに、速やかに「非農地判断」を行い、農地から除外する。

(3) 評価方法

遊休農地の面積の増減によって評価するものとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 目標

	管内の耕地面積（I ）	集積面積（II）	集積率（II／I ）
現 状 (令和7年3月)	2, 950 ha	398. 2 ha	13. 5 %
3年後の目標	-----	461. 2 ha	-----

(令和10年3月)			
目標 (令和13年3月)	_____	_____	90.0%

注1：「管内の耕作面積」は、農林水産統計の耕地面積。

【目標設定の考え方】

鹿児島県は「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」において、令和12年度までに、担い手への農地利用集積率目標を90%としていることによる。

なお、単年度ごとの目標設定については、県が毎年定める各市の農地の集積目標の設定の目安の数値を用いることとする。（7年度は21.0ha）

(2) 推進方法

ア 農業委員会リレーションシップ活動の実施及び当該活動で集約した情報の共有

農業委員会リレーションシップ活動（旧「貸したい」「借りたい」総点検活動）に積極的に取り組み、あっせん希望のあった農地について本支局で情報の共有を図るとともに、農林事務所や担い手等とも情報を共有し、貸し手と借り手とのマッチングを推し進める。特に借りたいとの希望を示した者には、貸出希望農地の紹介を積極的に行う。

イ 農地中間管理機構等との連携

農地の貸借など、農地中間管理事業を担う農地中間管理機構と連携し、農地の貸し手と借り手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ウ 農地の利用調整

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換を推進する。

エ 新規就農者への支援

新規就農者に将来の担い手へと成長してもらうため、新規就農者への接触を図り農業経営に係る相談に応じ、速やかな農業経営の安定化を支援する。

オ 地域計画の見直しへの協力

市農林水産部が策定した地域計画のブラッシュアップのため開催する地域における協議には参加するよう努め、農地利用の集積・集約化が進むよう話し合いの支援を行う。

カ 所有者不明農地の取扱い

所有者不明農地に借り受ける希望者が見つかった場合、法令に基づく所管の権利関係を整理したうえで公示手続を経て農地中間管理機構と連携し、農地の有効利用に努める。

(3) 評価方法

担い手への集積面積の増減によって評価するものとする。

3 新規参入の促進

(1) 目標

	新規参入者数（個人） (新規参入者取得面積)	新規参入者数（法人） (新規参入者取得面積)
現 状 (令和6年度実績)	29人 (2.4ha)	2法人 (0.5ha)
3年後の目標 (令和10年3月)	92人／3年間 (15.5ha)	7法人／3年間 (0.7ha)
目 標 (令和10年3月)	92人／3年間 (15.5ha)	7法人／3年間 (0.7ha)

【目標設定の考え方】

直近3年間の平均の30人（4.9ha）【内、法人は2人（0.2ha）】の1.1倍である年間33人（5.4ha）の3年間分（3倍）を目標とする。

(2) 推進方法

ア 関係機関との連携

県や農地中間管理機構、市農林水産部等の関係機関と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、耕作地の取得や各支援制度、並びに就農前後における研修等についての情報提供や相談受入れ体制の整備に努め、新規参入の促進を図る。

意欲のある農業者情報収集を行い、市農林水産部と連携し、新規就農者や定年帰農者等の指導・助言にあたるなどし、農地利用最適化推進活動を実施する。

イ 新規就農者への支援（再掲）

新規就農者に将来の担い手へと成長してもらうため、新規就農者への接触を図り農業経営に係る相談に応じ、速やかな農業経営の安定化を支援する。

(3) 評価方法

新規参入者数（個人、法人の計）によって評価するものとする。